

令和3年6月25日発行の「審決公報」から、主な審決を抽出

令和3年6月25日発行の審決公報の種別内訳は、以下のとおりです。

種別	査定不服	異議	無効	取消	判定	計
成立	85	2	7	110	1	205
不成立	16	14	4	11	2	47
計	101	16	11	122	2	252

「不成立」には、審決却下、決定却下を含みます。

上記のなかから、以下の主な審決を紹介します

《拒絶・無効審決》

【3条1項6号】

(1) 不服2020-3718号 第25類「帽子」 結論＝拒絶

本願商標「やさしい帽子」

＜要旨＞

「帽子に接する肌ないし頭皮に悪い影響を及ぼさない帽子」程の特性を持つことを説明した宣伝広告と認識される。として拒絶されました。

【3条1項3号】

(2) 不服2020-7117号 (立体商標) 第33類「発泡性焼酎，炭酸水で割った焼酎，酎ハイ，」など 結論＝拒絶

本願商標



＜要旨＞

「焼酎を炭酸で割った飲料」及びその容器（包装）の一形態を表示するにすぎないものである。として拒絶されました。

【4条1項11号】

(3) 無効2020-890054号 第29類「カレー・シチュー又はスープのもと」及び第30類「調味料，香辛料」 結論＝無効

本件商標



引用商標



<要旨>

「超」の文字は、他の語と結びついて一連の語句を形成する接頭語として一般に用いられているとしても、本件指定商品との関係において、必ずしも商品の特定の品質を直接的に表示するとはいい難く、自他商品識別標識としての機能を果たし得ないとまではいえないから、類似商標であるとして、登録を無効にしています。

<<登録審決>>

【4条1項11号】

(4) 不服2020-650026号 第35類、第41類 **結論=非類似**

本願商標

引用商標

.NEXT

×

NEXT

<要旨>

本願商標は、まとまりのよい一体的なものとして看取されるものである。また、本願商標は、「ドットネクスト」の称呼が生じると認められるところ、当該称呼は冗長ではなく、よどみなく一連に称呼できるものである。として、引用商標とは非類似商標としました。

令和3年5月28日発行の「審決公報」から、主な審決を抽出

令和3年5月28日発行の審決公報の種別内訳は、以下のとおりです。

種別	査定不服	異議	無効	取消	判定	計
成立	61	4	4	50	0	119
不成立	14	31	4	5	1	55
計	75	35	8	55	1	174

「不成立」には、審決却下、決定却下を含みます。

<<拒絶審決>>

【3条1項3号】

(1) 不服2020-5203号 第5類「薬剤」など **結論=拒絶**

本願商標「むずむず」

<要旨>

「(皮膚などが) かゆい感じがするさま(症状)」の意味合いを容易に理解するから、商品の品質、効能等を表す、として拒絶されました。

《登録・無効不成立審決》

【4条1項15号、11号】

(2) 無効2020-890050号 第30類「栃木県宇都宮市産のぎょうざ」及び第43類「栃木県宇都宮市産のぎょうざを主とする飲食物の提供」 **結論=登録維持**

本件商標

宇都宮AQ餃子

宇
都
宮
餃
子

引用商標

<要旨>

両商標は非類似の商標であって、別異のものと判断されるから、4条1項11号に該当せず、同15号にも該当しない、と判断されました。

5月発行は、外観上の類否についての審決が目立ちました。以下は、何れも外観上、非類似の商標とされています。

【4条1項11号】

(3) 異議2020-900282号 第3類「化粧品」 **結論=登録維持(非類似)**



×



<要旨>

両者は、「円形」、「N字状の線」及び「横線」の構成を共通にするものの、引用商標の横線は、本件商標の横線の3分の1程度にとどまり、この差異は小さいものとはいえず、近似した印象を与えることはなく、相紛れるおそれはない。としています。

【4条1項11号】

(4) 異議2020-900238号 第9類「電子計算機用プログラム、アプリケーションソフトウェア、」など 結論＝登録維持（非類似）



<要旨>

両者は、U字状の帯状図形2つを45度程度傾けて、各帯状図形の開口部を間隔を空けて噛み合わせるように組み合わせた図形において共通するとしても、構成全体としてそれぞれから受ける印象が異なる、としています。

【4条1項11号】

(5) 異議2020-900244号 第30類「菓子、パン、他」第35類「菓子及びパンの小売又は卸売・」、第43類「飲食物の提供」 結論＝登録維持（非類似）



<要旨>

両者とも、輪郭を太線で表し、その中に黒丸を有する点において共通するとしても、黒丸の位置、大きさが異なり、かつ、本件商標は、特定の事物を表したと認識されないものであるのに対して、引用商標は、鳥を簡略化して描いた図形からなるものであるから、両商標の印象は大きく異なるとしています。

(以上)

令和3年8月27日発行の「審決公報」から、主な審決を抽出

令和3年8月27日発行の審決公報の種別内訳は、以下のとおりです。

種別	査定不服	異議	無効	取消	補正却下	計
成立	43	1	3	56	0	103
不成立	9	18	3	9	1	40
計	52	19	6	65	1	143

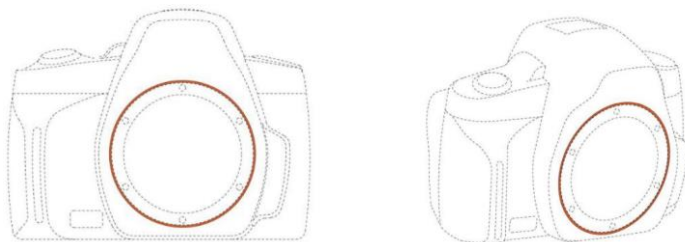
「不成立」には、審決却下、決定却下を含みます。

上記のなかから、主な審決を紹介します。

《拒絶審決》

【3条1項5号、3条2項】 結論＝拒絶

(1) 不服2018-2124号 第9類「レンズ交換式デジタルカメラ」
商標（位置商標）



<要旨>

本願図形の形状は、「極めて簡単で、かつ、ありふれた」形状からなる図形であり、また、その図形に付される色彩も、本願商標の指定商品を取り扱う業界において広く一般に用いられている色彩である。

本願商標を2006年（平成18年）より、現在に至るまで継続して使用していることがうかがえるものの、使用商品の売上高、販売台数及び広告費については、客観的な証拠の提出がなく、不明である。仮に、請求人の主張する使用商品の売上高、販売台数及び広告費が事実であるとしても、これらの多寡については客観的な証拠はない。

【4条1項15号】 結論＝無効 「知的財産高等裁判所における審決取消しの判決（平成29年（行ケ）第10214号，平成30年6月12日判決言渡）」

(2) 無効2017-890010号 第7類「鉱山機械器具，土木機械器具，荷役機械器具，農業用機械器具，廃棄物圧縮装置，廃棄物破碎装置」

GUZZILLA

本件商標

<要旨>

本件商標「GUZZILLA」と引用商標「GODZILLA」とは、称呼において相紛らわしく、外観においても相紛らわしい点を含むものであり、また、引用商標は周知著名であって、その独創性の程度も高いというべきである。

さらに、本件商標の指定商品中の商品の中には、請求人の業務に係る商品と比較すると、性質、用途等において一定の関連性を有するものが含まれる。

加えて、これらの商品の取引者及び需要者と、請求人の業務に係る商品の取引者及び需要者とは共通し、これらの取引者及び需要者は、取引の際に、商品に付された商標に表れる業務上の信用をも考慮して取引を行うものといえることができる。

そうすると、本件商標の指定商品に含まれる商品の中には、本件商標を使用したときに、当該商品が請求人又は請求人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるものが含まれるといわざるを得ず、よって、本件商標は商標法4条1項15号に該当する。

【50条1項】 結論＝取消

(3) 取消 2019-300623 号 第16類「新聞」

本件商標



<要旨>

商標法施行令の別表における第16類は、「紙、紙製品及び事務用品」とされており、商標法施行規則の別表における第16類では、「印刷物」の包括表示の下に「新聞」が例示されている。

また、特許庁商標課編「商品及び役務の区分解説（国際分類第9版対応）」には、第9類の「電子出版物」の項に「この概念には、ダウンロードによる電子出版物、記録媒体に格納した電子出版物が含まれる。」との記載がある。

そうすると、本件商標の指定商品である第16類「新聞」は、「印刷物」（紙媒体）としての「新聞」であるというべきであり、ダウンロードによる又は記録媒体に格納された「電子新聞（電子出版物）」は含まれないというべきである。

たとえ、本件新聞が本件ウェブサイトを通じて紙に印刷することが可能であるとしても、このことは、本件新聞の内容が本件ウェブサイトを通じて提供されていることから当然のことであり、これによって、本件商標が「印刷物」（紙媒体）としての「新聞」に使用をされているということはできない。

《登録・登録維持審決》

【4条1項11号】 結論＝非類似

(1) 異議 2020-900197号 第30類「茶，茶飲料，果実入りの茶，タピオカ入りの茶飲料，」他

本件商標

引用商標



<要旨>

本件商標は、その構成全体をもって一体不可分のものとして認識し、把握するというのが相当であり、本件商標の構成中の「陳家」の文字のみが取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足る事情は見いだせない。

他方、引用商標も同様に「陳家」の文字のみが商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足る事情は見いだせない。

そうすると、いずれもその構成中の「陳家」の文字のみを分離、抽出して、他の商標との類否を判断することが許されない、としています。

【4条1項11号】 結論＝非類似

(1) 不服 2020-17095号 第35類

本件商標

引用商標 3



<要旨>

本願商標と引用商標3とは、観念において比較できず、称呼において共通する場合があるとしても、外観において明らかに相違し、その外観上の差異は称呼上の類似性を凌駕するといえるものであるから、外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

以上

令和3年7月30日発行の「審決公報」から、主な審決を抽出

令和3年7月30日発行の審決公報の種別内訳は、以下のとおりです。

種別	査定不服	異議	無効	取消	判定	計
成立	72	1	3	79	1	156
不成立	10	31	6	17	0	64
計	82	32	9	96	1	220

「不成立」には、審決却下、決定却下を含みます。

上記のなかから、主な審決を紹介します。

《拒絶審決》

【3条1項6号】 結論＝拒絶

(1) 不服2020-13819号 第25類「被服等」、第35類「被服の小売り等」

本願商標「大人の遊び心を刺激する」

<要旨>

「大人が持つ遊び心を刺激する」ほどの意味合いをもって商品又は役務の宣伝・広告に用いられる語句であると理解するにとどまること、及び該文字が、商品又は役務の宣伝文句として使用されている実情があることから、何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標というべきである。として、拒絶されました。

【4条1項8号】 結論＝拒絶

(2) 不服2020-13641号 第33類「清酒、焼酎」等

光酒造株式会社
HIKARI SHUZO

<要旨>

「埼玉県鴻巣市小谷625番地を本社所在地として実在する「光酒造株式会社」と同一のものである。」 →いわゆる商号商標であり、出願・登録に当たり同一名称の他社から同意を得ていませんでした。

《登録審決》

【3条1項4号】 結論＝登録

(1) 不服 2020-17247号 第35類、第41類

商標 「ミタ」

<要旨>

「氏の一つである「三田」は、全国的にみてもその数はさほど多いとはいえ、他の氏とする者の数との比較による順位もさほど高いとはいえないものである。」として、登録されました。

【3条1項6号】

(2) 不服 2020-7782号 第5類「殺虫剤」

位置商標



「殺虫剤の市場において60%以上という高いシェアを誇る商品「キンチョール」に、1970年から、本願商標に係る特徴（模様、位置）を備える図柄を容器デザインとして採択し、長期間（50年以上）にわたり継続して製造、販売している。長期間、広範囲かつ大規模な販売実績や広告宣伝実績に鑑みると、その指定商品に係る我が国の需要者との間において、請求人又はその業務に係る商品との関連性を伴って記憶され、広く認識されるに至っているというべきである。として、登録されました。

【3条1項6号】 結論＝登録

(1) 不服 2020-3306号 第35類「自動車の小売又は卸売等役務」

商標 「軽が安い」

<要旨>

指定役務との関係において、「軽」の文字が「軽自動車」の略称を、「安い」の文字が、「品物の量や質の割に値段が低いこと」を認識させるとしても、「軽が安い」の文字が、直ちに、原審説示の意味合いを表したものと理解、認識されるとはいえない。また、請求人とその関係者が使用していることは確認できるものの、それ以外の者によって、一般に使用されている事実は発見できなかった、として登録されました。

以上